

## 出生から死亡までなど連続した期間の戸籍について

戸籍関係の証明書については、使用目的・提出先によって、「〇〇」～「〇〇」までというように、連続した戸籍を求められることがあります。

**例 1** 母〇〇の死亡による相続手続きで、「母〇〇の出生から死亡までの戸籍謄本（除籍謄本や、改製原戸籍と案内されることもあります）」が必要と銀行に案内された

**例 2** 登記関係の手続きで、登記簿に載っている「父〇〇の△△の時の住所から現在の□□の住所までが載っている戸籍の附票」が必要と登記所に案内された

**※必ず上記と同じ書類が必要になるとは限りません。また、上記以外の書類を求められる場合もあります。**

このような場合に、単に「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」や、「戸籍の附票」とだけ申請すると、必要な範囲の一部分しか取得できなかったり、本来必要なものとは異なるものを取得してしまうこともあります。

そのため、上記の「例 1」「例 2」のように、「〇〇さんの出生から死亡までの戸籍謄本を〇セット」、「〇〇さんの出生から婚姻するまでの戸籍謄本を〇セット」、「〇〇さんの△△の住所から□□の住所までが載っている戸籍の附票を〇セット」という形でご請求ください。

「具体的に必要な範囲」、「証明したい具体的な内容」、「それ以外に必要な書類」については、必ず提出先にご確認ください。

**区役所では、どのような戸籍などの証明書が必要になるかはわかりかねますので、ご注意ください。**